

特別児童扶養手当、特別障害者手当 および 障害児福祉手当等の受給者は 所得状況届等を提出してください

受給者の方は、毎年所得および養育の状況等の届出をする必要があります。該当者(現在支給停止中の方を含む)には通知を送付しますので、期間内に必ず提出してください。

前年分所得によって判定を行うため提出がない場合、8月分以降の手当が受給できなくなります。

提出期間 8月9日(金)～9月11日(水)

提出場所 地域共生推進課(市役所1階6窓口)

問い合わせ 地域共生推進課 ☎22-3440

児童扶養手当現況届の提出を

該当の方には「現況届お知らせ通知書」を送付しますので、必要書類を添えて期間内に必ず提出してください。

提出期間 8月1日(木)～30日(金)

提出場所 こども支援課(市役所1階3-2窓口)

※現況届は面談による受付となります。

提出に必要なもの、詳しい日程等は「現況届のお知らせ通知書」をご確認ください。



問い合わせ こども支援課 ☎22-1677

令和6年度「介護保険負担限度額認定」についてのご案内

施設サービス等を利用される際に負担していただく食費や居住費が、低所得者の方にとって過重な負担とならないよう、申請により負担の軽減を図ります。

該当される方は、介護保険課の窓口で申請してください。

現在、認定証を交付されている方も、以降引き続き減額を受けるためには、8月30日(金)までに申請が必要です。

対象となるサービス

- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)サービス
- 介護老人保健施設サービス
- 介護医療院サービス
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (介護予防)短期入所生活介護
- (介護予防)短期入所療養介護

※「通所介護」「通所リハビリテーション」「グループホーム」などのサービスは対象外です。



認定要件 ※下記の2点の両方を満たすことが要件となります。

- 世帯の全員(世帯を別にしていない配偶者を含む)が住民税非課税
- 預貯金等の資産の合計額(配偶者がいる人の場合、配偶者との合計額)が
 - 第1段階 単身1,000万円、夫婦2,000万円以下
 - 第2段階 単身650万円、夫婦1,650万円以下
 - 第3段階① 単身550万円、夫婦1,550万円以下
 - 第3段階② 単身500万円、夫婦1,500万円以下

申し込み・問い合わせ 介護保険課 ☎22-1793



平和を祈り1分間の黙とうを

昭和20年、広島と長崎に原爆が投下され、日本は唯一の被爆国となり終戦を迎えました。犠牲者のご冥福をお祈りし、核も戦争もない平和な世界を願い、家庭や職場および地域で1分間の黙とうをさげましょう。

広島	8月6日(火)	8:15
長崎	8月9日(金)	11:02
終戦	8月15日(木)	12:00

問い合わせ 企画政策課 ☎22-3429

おくりもの

阿南市立図書館へ

●金100,000円

見能林町 待田健太郎様から
阿南市立図書館図書充実基金への
寄附金として

羽ノ浦小学校、羽ノ浦中学校へ

●金100,000円

春日野ボランティア会様から
学校図書充実のため

以上、ご寄贈いただき
ありがとうございました。

ねたきり高齢者 見舞金支給申請の受付

支給対象者は、次の要件をすべて満たしている方です。
(ただし、施設入所または長期入院等の方は対象外です)

- ▶ 令和6年4月1日現在において、年齢が満65歳以上の方
- ▶ 令和6年9月1日現在において、市内に1年以上居住している方
- ▶ 傷病により居宅で3カ月以上ねたきり状態にあり、今後もその状態が継続すると認められる方
- ▶ 介護保険法の規定による要介護状態区分が要介護3から要介護5までの方またはこれに相当すると認められる方

支給金額 6,000円(年1回)

申請方法 8月14日(水)までにお近くの民生委員に
お申し出ください。

問い合わせ 地域共生推進課 ☎22-3440

年金相談 Q & A



Q

国民年金に加入している夫が病気で亡くなりました。これまで夫の収入だけで生活していたので、これからの生活が不安です。なにか受けることができる年金はありませんか。

A

国民年金加入中の方や老齢基礎年金を受ける資格期間を満たした方が亡くなられたときは、亡くなられた方に生活を支えられていた「子のある配偶者」または「子」に、子が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（一定の障がいのある場合は20歳までの間）、遺族基礎年金が支給されます。

ただし、死亡日の属する月の前々月までの期間について、保険料納付済期間（免除期間含む）が3分の2以上または直近1年間に保険料の未納がないことなどの条件を満たすことが必要です。

問い合わせ 保険年金課 ☎22-1118

令和5年度 阿南市中山間地域等直接支払事業の実施状況

令和5年度 中山間地域等直接支払交付金の交付状況を中山間地域等直接支払交付金実施要領第12の規定により公表します。 ※事業実施期間:令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

1 集落協定

(1)協定数 28協定 (2)対象面積 14,484a (3)交付金額 32,074千円

集 落 名	参加者数	対象面積 (a)	田			畑		交付金額 (千円)	主な共同取組活動の内容 (農業生産活動、生産性・収益の向上、 担い手の定着等に関する事)
			急傾斜	小区画・ 不整形	緩傾斜	急傾斜	緩傾斜		
金 石	2	167	19			148		210	水路・農道等の管理
細 野	10	369	287			82		924	水路・農道等の管理
熊 谷	29	881	738		140	3		1,667	水路・農道等の管理
成松・櫛ヶ谷	7	260	260					546	水路・農道等の管理、サポート体制の維持
徳 信	45	2,834	2,703		131			7,386	水路・農道等の管理、サポート体制の維持、その他
元 信	20	1,358	1,233		62	63		3,280	水路・農道等の管理、サポート体制の維持
海 老 川	28	1,167	1,126		18	23		2,407	水路・農道等の管理、鳥獣害対策
秋 山	4	172	126		20	26		312	水路・農道等の管理、サポート体制の維持
友 常	15	505	479		26			1,027	水路・農道等の管理
清 貞	16	555	503		36	16		1,104	水路・農道等の管理
平 川 内	4	172	170			2		360	水路・農道等の管理
生 谷	8	242	242					509	水路・農道等の管理
広 重	14	289	216		72	1		513	水路・農道等の管理、サポート体制の維持
東 山	4	263	263					552	水路・農道等の管理
船 頭 ヶ 谷	14	1,201	1,201					2,884	水路・農道等の管理、鳥獣害対策
八 原 毛	13	566	566					1,415	水路・農道等の管理、サポート体制の維持
香	4	214	214					450	水路・農道等の管理
平松・高瀬	2	179	155				24	335	水路・農道等の管理
働 々	19	946	907		39			1,945	水路・農道等の管理
尻 杭	4	333	248		85			589	水路・農道等の管理
横 尾 谷	7	165	145			20		396	水路・農道等の管理
長 谷 川	5	180	180					378	水路・農道等の管理
長 谷 川 東	4	111	111					234	水路・農道等の管理
辺 川	9	585	495			90		1,143	水路・農道等の管理、鳥獣害対策
貝 谷	7	283	278			5		590	水路・農道等の管理、サポート体制の維持
赤 崎	5	135	74			61		227	水路・農道等の管理
茶 畦	4	184	159		25			354	水路・農道等の管理、サポート体制の維持
壺 升 ヶ 森	5	145	145					304	水路・農道等の管理、サポート体制の維持

2 個別協定

(1)協定数 1協定 (2)対象面積 10a (3)交付金額 21千円

※面積は1a未満切り捨て、交付金額は千円未満切り捨ててあります。

◇中山間地域等直接支払事業とは、耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域において、多面的機能の維持・増進を一層図るため、自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取組等を推進することを条件に、農地の生産条件、耕作面積に応じた額を受け取ることができる制度です。

問い合わせ 農林水産課 ☎22-1598

あき地等の 適正な管理をお願いします

あき地等の管理が適正に行われていないと、病害虫の発生、火災の原因、ごみの不法投棄等を誘発し、近隣の生活環境を阻害するおそれがあります。近隣の迷惑にならないよう、所有者が責任を持って年2回以上清掃除草を行い、適正な管理に努めてください。



問い合わせ 環境保全課 ☎22-3413

水道施設の調査に ご協力ください

水道施設の適正な管理と漏水等の復旧作業対応のため水道施設の現地調査を実施しますので、ご協力をお願いします。

調査対象地区 阿南市全域

調査内容

- ▶ 道路内の水道管の埋設位置や弁栓類の調査
- ▶ 各戸の量水器の位置確認など

期間 8月1日(木)～12月27日(金)(予定)

※調査員は調査業務従事者の証明書を携帯しています。ご不明な点がございましたらお尋ねください。



問い合わせ 水道課 ☎22-3295

物品購入等の競争入札参加資格 審査申請書(追加申請)の受付

令和6～7年度に市が発注する物品購入等の競争入札に参加を希望される方は、「競争入札参加資格審査申請書」を提出してください。

ただし、令和4年7月1日から令和6年2月9日までの間にすでに申請された方は不要です。すでに申請された方で営業種目および営業品目について変更を希望される場合は、変更届を提出してください。

受付期間 8月1日(木)～30日(金)(土、日、祝日は除く)

提出書類等 電子申請も可能です。
市ホームページをご覧ください。



提出先・問い合わせ 総務課 ☎22-3804

市道沿いの竹木等の 適正な管理のお願い

沿線竹木等の管理が適正にされていないと、道路に張り出した枝に自動車が接触したり、枯れた竹木の枝が自動車に落下したり、市道へ倒れることにより自動車が通行できなくなる等、道路利用者の通行の安全が害されます。

これらの原因で自動車や歩行者等に事故が発生すると、竹木等の所有者が責任を問われることがありますので、市道沿いの竹木等の適正な管理をお願いします。



問い合わせ 土木課 ☎22-9596

ちょっと防災の話をしようか

今月から、時期を捉えていろいろな防災に関する話を全12回にわたってお届けしますので、「」読ください。まず、第1回目の今回は「台風シーズンの家庭でできる防災対策」をテーマにお送りします。

台風シーズンの家庭でできる防災対策

台風シーズンとなりました。台風の影響で起こる土砂災害や浸水被害に
おびえる方もいらっしゃると思います。しかし、台風は災害の中でも予測が
しやすい災害でもあり、対策をきちんとしていれば必要以上に恐れることは
ありません。

まずは気象庁が発表する最新情報をテレビやインターネットなどで確認
し、情報を家族と共有しましょう。家族間での連絡手段や避難を想定して
の避難場所・避難経路の確認もしておくのも大事です。

次に、台風が来る前の準備。窓ガラスにテープを交差に貼る、屋外にあ
る植木鉢などが飛ばないように安全な場所へ収納する、雨水があふれないよ
う雨どいやベランダまわり、排水口を掃除する、外に出られないことや停電
を想定して非常食、水、電池、懐中電灯等の確認、避難する際に持って行
く防災バッグの中身のチェックなど。

事前に来ることがわかっている災害だからこそ、先手を打つ。まさに「備
えあれば憂いなし」です。皆さんもぜひ実践してみてください。

防災に関することについての問い合わせ

危機管理課

☎22-9191



Vol.1

阿南市防災パネル展

～ちょっと、防災の話をしようか。～



毎年9月1日は、関東大震災が発生した日として、「防災の日」と定められています。

自然災害や防災について考えるきっかけにもらい、防災意識の向上を図るため、「阿南市防災パネル展
～ちょっと、防災の話をしようか。～」を開催します。

期間 8月29日(木)～9月4日(水)

場所 市役所1階 多目的スペース

内容 防災関連パネル、住まいの耐震化啓発パネル、災害用備蓄備品、非常時持出品の展示など

※入場無料

問い合わせ 危機管理課 ☎22-9191 住宅課 ☎22-3431

令和6年度 就学義務猶予免除者等の 中学校卒業程度認定試験について

試験実施期日 10月17日(木)

試験場所 徳島県立総合教育センター

願書受付期間 8月30日(金)まで

受験案内配布期間 8月30日(金)まで

※阿南市教育委員会および徳島県教育委員会
で受験案内を配布します。



問い合わせ 学校教育課 ☎22-3390
〒774-501 富岡町トノ町12番地3



全国瞬時警報システム(Jアラート)の 情報伝達訓練の実施

日時 8月28日(水) 11:00頃

Jアラートを利用した情報伝達訓練を実施します。
本市では、防災行政無線とケーブルテレビ自主放送
チャンネルでの放送、市公式LINEおよび登録メ
ールによる配信を行いますので、ご協
力ください。

※気象の状況等によって中止するこ
とがあります。



問い合わせ 危機管理課 ☎22-9191

徳島県住民主体の避難所運営訓練 受講者募集

災害時の避難所において、さまざまな視点を取り入れ、
より実践的な避難所訓練を行うことにより、住民主体
の避難所運営が行える体制の構築を目的として実施
されます。

開催日 8月23日(金)、24日(土)

場 所 徳島県立防災センター

定 員 各日50人程度

対象者 自主防災組織のリーダー、
県立高校防災クラブに所属
する生徒



申し込み・問い合わせ 危機管理課 ☎22-9191

阿南市人権教育・啓発研究講座 (夏期)受講生を募集します

今回は、瀬戸内寂聴さんの人となりや、作品をと
して女性の自立・生き方をテーマに研究していきま
す。本講座の目的に賛同し、できる限り連続で参加
できる方ならどなたでも参加できます。

日時 8月28日(水)、9月4日(水) 14:00~15:30

場所 市役所6階 604会議室

講師 元県立文学書道館 学芸員 竹内紀子さん
演題

1日目 瀬戸内寂聴の生涯 ~寂聴がめざした生き方~

2日目 寂聴と「源氏物語」 ~70歳からのスタート~

申込締切日 8月23日(金)



申し込み・問い合わせ 人権教育課 ☎22-3392



上級救命講習

消防本部では、救急医療週間(9月8日(日)~14日(土))
に合わせて、上級救命講習を実施します。もしもの
時のために応急手当の基本(心肺蘇生法・AED使
用法等)を学びませんか。

日 時 9月8日(日) 9:00~18:00
(12:00~13:00を除く)

場 所 消防本部3階 ホール

対象者 市内在住の満15歳以上、または市内勤務の方

定 員 30人(先着順で、定員になり次第締め切ります)

申込期間 8月1日(木)~14日(水) 9:30~18:30



申し込み・問い合わせ 消防本部 ☎22-3847